

平成22年 No.14

国立大学法人東京学芸大学教員養成カリキュラム改革推進本部要項

制定理由

中教審答申「今後の教員養成・免許制度の在り方について」（平成18年7月）を踏まえ、本学に「国立大学法人東京学芸大学教員養成カリキュラム改革推進本部」を設置するため、必要な事項を定めるものである。

承認経過

平成22年3月3日 役員会 審議・承認

国立大学法人東京学芸大学教員養成カリキュラム改革推進本部要項を次のように制定する。

平成22年 3 月 4 日

国立大学法人東京学芸大学長

鷲 山 恭 彦

国立大学法人東京学芸大学教員養成カリキュラム改革推進本部要項

(設置)

第1条 国立大学法人東京学芸大学役員会の下に，教員養成カリキュラム改革推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

(目的)

第2条 推進本部は，東京学芸大学の教養教育を含む学部及び大学院における教員養成カリキュラム（以下「教員養成カリキュラム」という。）の充実・強化を図り，初等・中等教育の優れた教員を多数養成する全学的体制を構築するための施策を立案するとともに，既設の関係委員会等との連携の下に，当該施策の実施を促進することを目的とする。

(業務)

第3条 前条の目的を達成するために，推進本部は，次に掲げる業務を行う。

- (1) 教員養成カリキュラムの検証及び充実・強化施策の立案に関する業務
- (2) 教員養成に関わる教育組織及び支援体制の検証並びに充実・強化施策の立案に関する業務
- (3) 教員養成に関する法制度改正への対応に関する基本方針の策定に関する業務
- (4) カリキュラム改訂及び課程認定申請等に関する基本方針の策定に関する業務
- (5) 教員養成における教育委員会等との連携協力に関する施策の立案に関する業務
- (6) その他教員養成カリキュラムの改革に必要な業務

(組織)

第4条 推進本部は，次に掲げる本部員で組織する。

- (1) 理事（教育等担当）
- (2) 副学長（学生等担当）
- (3) 学長が指名する学長補佐 1 名
- (4) 教員養成カリキュラム開発研究センター長

- (5) 学生キャリア支援センター長
- (6) 附属学校運営参事 1名
- (7) 教務委員会委員長
- (8) 学長が委嘱する教員 若干名
- (9) 学務部長

2 推進本部に本部長及び副本部長を置き、本部長は理事（教育等担当）をもって充て、副本部長は本部長が指名する。

3 本部長は、推進本部の業務を総括する。

4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代行する。

（任期）

第5条 前条第1項第8号の本部員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（部会及び研究チーム）

第6条 推進本部に、部会及び研究チーム（以下「部会等」という。）を置くことができる。

2 部会等に部会長又は主査を置き、第4条第1項の本部員のうちから本部長が指名する。

3 部会長又は主査は、部会等の業務を総括する。

4 前3項までに定めるもののほか、部会等の設置その他部会等に関し必要な事項は、推進本部が別に定める。

（本部員以外の者の出席）

第7条 推進本部は、必要に応じて本部員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（庶務）

第8条 推進本部の庶務は、関係部課等の協力を得て、学務部教育企画課が処理する。

（要項の改廃）

第9条 この要項の改廃は、役員会の議を経て学長が定める。

（補則）

第10条 この要項に定めるもののほか、推進本部の運営等に関し必要な事項は、推進本部が別に定める。

附 則

この要項は、平成22年4月1日から施行する。